

〔事案 25-96〕 転換契約無効請求

・平成 26 年 8 月 5 日 裁定終了

<事案の概要>

募集人によって、契約内容をよく理解しないまま契約転換を繰り返させられたことを理由に、転換契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 5 年 8 月に契約①を契約②に契約転換し（転換①）、その後平成 13 年 4 月に契約②を契約③に転換し（転換②）、平成 20 年 7 月に契約③を契約④に転換した（転換③）。

しかしながら、契約内容をよく理解しないまま転換を繰り返させられたので、契約④を契約①まで戻してほしい。

<保険会社の主張>

転換③の申込みの際、募集人は、申立人に対し、契約④の保険料払込期間が終身になることや終身保険金額が減少することを含め、保障内容について提案書にもとづき説明を行い、保険料払込期間などが申立人の意向に合致していることを意向確認書により確認のうえ、「お申込内容 お客様控」と転換前契約明細書も交付している。

よって、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人、募集人の事情聴取の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり、申立内容は認められないので、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条 1 項にもとづき、裁定書にその理由を明記し、裁定手続を終了した。

1. 申立人の主張の法的整理

契約④を契約①に戻すためには、法的には、本件転換①～③の各転換につき、それぞれ無効原因や取消原因の存在が必要となるが、申立人の主張としては以下の 2 点が考えられる。

- (1) 要素の錯誤による無効（民法 95 条本文）
- (2) 募集人による詐欺を理由とする取消し（民法 96 条 1 項）、転換②・転換③については不実告知（消費者契約法 4 条 1 項 1 号）または不利益事実の不告知（同条 2 項）を理由とする取消し

2. 当審査会の判断

以下の理由により、申立人の主張は認められない。

(1) 申立人の主張について検討するためには、以下の各点が必要になる。

- ① 「要素の錯誤」の有無を検討するためには、申立人から錯誤の具体的内容が明らかにされること。
- ② 「詐欺による取消し」の可否を検討するためには、申立人から具体的な欺もう行為の内容、詐欺の具体的内容が明らかにされること。
- ③ 「不実告知を理由とする取消し」を検討するためには、申立人から不実告知の具体的な内容、それによる誤認の具体的内容が明らかにされること。
- ④ 「不利益事実の不告知を理由とする取消し」を検討するためには、申立人から利益となると告げられた重要事項の具体的内容、故意に告げられなかった不利益事実の具体的内

容が明らかにされること。

(2) しかしながら、上記(1)のいずれも、申立人から提出された書面と関係証拠を検討しても不明であり、3回実施した事情聴取でも、具体的内容は遂に明らかにならなかった。

3. 申立人の主張（供述）について

申立人は、契約内容を十分には把握せずに契約を締結したという趣旨の主張を繰り返すが、前述したとおり、主張に具体性がなく、これだけで本件転換①～③について無効原因や取消原因の存在を認定できないが、申立人の主張に配慮して以下ではこの点に触れる。

(1) 転換①・転換②について

事情聴取で、申立人は、転換①・転換②の申込書の作成経緯について、当時の募集人とは直接面談していないが、配偶者から申込書へ記入（署名・押印）するように言われ、配偶者に全て任せていたので了解して記入したという趣旨を述べている。真偽は不明だが、本当だとすれば、仮に契約内容を十分に把握していなかったとしても、申立人自身の責任と判断される（法的には、生命保険契約の申込みを配偶者に包括的に委任していたと判断することもできる）。

(2) 転換③について

- ① 契約内容を十分には把握せずに契約を締結したという趣旨を述べているが、申立人は自分で募集人と面談し、設計書による説明を受け、申込書に記入したことを認めている。
- ② 申込書および意向確認書の「提案書番号」の末尾2桁の数字からは、募集人が申立人の意向を聴きながら提案書（設計書）を10回以上作成し直したことが窺われる。
- ③ 意向確認書には、契約内容が申立人意向に合致していることを認める「はい」にマル印が付され申立人の自署が存在する。
- ④ よって、申立人の主張は認められない。

【参考】

民法 95 条（錯誤）

意思表示は、法律行為の要素に錯誤があったときは、無効とする。ただし、表意者に重大な過失があったときは、表意者は、自らその無効を主張することができない。

民法 96 条第 1 項（詐欺又は強迫）

詐欺又は強迫による意思表示は、取り消すことができる。

消費者契約法 4 条（消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消し）

消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、当該消費者に対して次の各号に掲げる行為をしたことにより当該各号に定める誤認をし、それによって当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。

- 1 重要事項について事実と異なることを告げること。当該告げられた内容が事実であるとの誤認
- 2 消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、当該消費者に対してある重要事項又は当該重要事項に関連する事項について当該消費者の利益となる旨を告げ、かつ、当該重要事項について当該消費者の不利益となる事実（当該告知により当

該事実が存在しないと消費者が通常考えるべきものに限る。)を故意に告げなかったことにより、当該事実が存在しないとの誤認をし、それによって当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。ただし、当該事業者が当該消費者に対し当該事実を告げようとしたにもかかわらず、当該消費者がこれを拒んだときは、この限りでない。